

# 齒科保健課

## 1. 歯科保健医療対策について

厚生労働省では、生涯を通じた歯科保健活動を推進していくため、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした8020（ハチマル・ニイマル）運動を進めているところである。

各都道府県等におかれても、本運動の一層の推進にご尽力をお願いする。

なお、厚生労働省としては、歯科保健医療対策として以下の取組を行っている。

### (1) 8020運動の推進について

#### ア 8020運動推進特別事業

8020運動の積極的な全国展開を図るため、地域における8020運動の普及啓発を行うとともに、本運動の一層の推進と歯科保健の円滑な推進体制の整備を目的に「8020運動推進特別事業」を実施しているが、平成16年度予算案においても引き続き予算計上している。

この事業については、都道府県等の創意工夫による地域の実状を踏まえた積極的な取り組みをお願いする。

#### イ 歯科保健推進事業

成人歯科保健事業、かかりつけ歯科医機能支援事業及び障害者等歯科保健サービス基盤整備事業を実施する。

- ① 成人歯科保健事業：歯科検診を受ける機会に恵まれない母親等地域住民に対する歯科健康診査・歯科保健指導等の実施に対する補助
- ② かかりつけ歯科医機能支援事業：地域の実状を踏まえた歯科保健、医療連携の取れた地域歯科保健体系の向上を図るため、かかりつけ歯科医の機能の普及・啓発を図り、地域の実情に応じた事業の実施に対する補助
- ③ 障害者等歯科保健サービス基盤整備事業：障害（児）者及び難病の者に対する歯科検診・保健指導等を行い、障害者等への歯科保健サービス提供の環境整備を図るための事業に対する補助

## (2) 健康増進医業実施者歯科保健対策の推進について

昨年５月に施行された「健康増進法」においてその柱の一つに歯科保健の分野が明記されており、さらに、国、地方公共団体の責務として、健康増進事業を行う健康増進事業実施者など関係者に対して、必要な技術的援助を与えることに努めるとされている。

これらを踏まえ、平成１５年度より「健康増進法」に対応する事業として「健康増進事業実施者歯科保健支援モデル事業」を実施しているが、平成１６年度予算案においても引き続き予算計上している。

事業内容としては、

- ① 歯周疾患、歯牙喪失予防に関する効率的な歯科健診の在り方の調査・分析
- ② 歯科健診から歯科医療機関における継続的な予防管理・歯科治療への連携体制の強化
- ③ 事後評価システムの構築

を想定しており、技術的援助の一つとして、効率的な歯科健診の在り方等を健康増進事業実施者に示すことにより、地域における健康増進事業の一層の推進に寄与できるものと考えており、本事業への積極的な取り組みをお願いする。

## (3) 歯科保健関係行事について

平成１６年度の行事予定は以下のとおりであるので、各都道府県におかれても歯科衛生思想の普及啓発や地域における歯科保健事業の積極的な実施をお願いする。

ア ６月４日～１０日を歯の衛生週間とする。

イ 第２５回全国歯科保健大会を１１月１３日に香川県で開催予定

## (4) 保健所等に勤務する歯科医師及び歯科衛生士について

成人歯科保健や母子歯科保健の充実に伴い、歯科医師及び歯科衛生士の従事者数は増加してきているものの、歯科保健対策の推進のためにはまだ不十分であり、今後とも適正配置にご尽力をお願いする。

特に、現在未配置の県にあってはご努力をお願いする。

(5) へき地等歯科保健医療対策について

へき地等における歯科医療対策として以下の事業に対する助成について平成16年度予算案に計上しているところである。

【へき地等医療対策】

- ①無歯科医地区及び離島住民に対する歯科巡回診療事業
- ②過疎地域における歯科診療所の整備
- ③へき地中核病院設備整備（歯科医療機器分）
- ④休日等歯科診療所の設備整備

また、これまで救急医療対策として助成してきた、休日等歯科診療所の運営事業費及び歯科の在宅当番医制については、各自治体における事業の定着化に鑑み、平成16年度より一般財源化されることから、都道府県におかれては、市町村や関係機関等関係者に対する周知を徹底されるとともに、本事業が引き続き実施できるよう格段のご協力をお願いします。

2. 歯科医師の臨床研修について

- (1) 歯科医師の臨床研修については、歯科医師法改正を含む「医療法等の一部を改正する法律」が第150回国会で成立し、診療に従事しようとするすべての歯科医師は卒後1年以上、臨床研修を受けなければならないこととなった。

現在、平成18年4月からの施行までの間に、歯科医師の資質の向上、全人的医療の推進という趣旨を踏まえた真に実効性のある改正となるよう、①研修医が研修すべき事項・目標、②そのための研修プログラム、③研修修了の認定方法、④臨床研修施設の指定基準等について、具体的な検討を進めており、平成15年9月に中間取りまとめが示されたところである。

- (2) 歯科医師臨床研修指定施設の指定状況は、平成15年4月1日現在、歯科大学・歯学部附属病院及び医科大学・医学部附属病院以外の一般病院及び歯科診療所の合計637施設が指定され、臨床研修が実施されているところである。

また、本年3月に医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会の開催を予定しており新たな臨床研修施設の指定を行うこととしている。

(3) 歯科医師臨床研修は開始後、間もないことから、実施率が6割程度に留まっており、また、研修歯科医を受け入れる臨床研修施設も不足の状況にある。平成18年4月の歯科医師臨床研修の必修化に向けて早急にその拡充を図る必要があり、格段の御協力をお願いしたい。

### 3. フッ化物応用に関する動向について

平成11年11月に「フッ化物応用についての総合的な見解」として日本歯科医学会がとりまとめたフッ化物応用を推奨する答申を受け、平成12年度から開始された厚生労働科学研究において、むし歯予防を目的としたフッ化物の全身・局所応用に関してのより具体的な指針「う蝕予防のためのフッ化物洗口マニュアル」が示されたところである。

これらの研究の成果等を踏まえ、「8020」の達成という国民の口腔保健の向上に寄与するために、フッ化物洗口法の具体的指針として「フッ化物洗口ガイドラインについて」（平成15年1月14日医政局長・健康局長連名通知）を発出したところであるが、都道府県においては、関係部局と連携し、市町村や関係機関等関係者に対する周知を徹底されるようお願いする。

また、平成12年12月に日本歯科医師会では、う蝕の発生を安全かつ経済的に抑制する手段として水道水フッ化物添加が各種フッ化物応用の中で有効性、安全性、至便性、経済性等に対する公衆衛生的に優れた方法であると認識するとともに、水道水への添加という手段の性格上、これの実施は、最終的には、地方自治体の問題であり、その経過においては、地域の歯科医師会をはじめとする関連専門団体、地域住民との合意が前提であるとの見解を出している。

今後、自治体から水道水質基準（0.8 mg/l）内でのフッ化物添加について技術支援要請があれば、水道事業者、水道利用者、地元歯科医師会等の理解等を前提に、厚生労働科学研究の成果を活用する等により歯科保健行政の一環として応じてまいりたい。

#### 4. 歯科医師の医科における救命救急等の研修について

人口の高齢化に相俟って循環器系疾患を代表とした有病者、高齢者、訪問診療による寝たきり患者等ハイリスクの患者に対し歯科治療を行うケースが増加している現状において、今後とも安全かつ適切な歯科医療を国民に提供していく上で、歯科医師の麻酔科及び救命救急研修は、歯科医療の質的向上の観点からも非常に重要である。

歯科医師の医科麻酔科における研修や救命救急における研修の在り方について、これまで厚生労働科学特別研究事業において検討されてきたところであるが、これらの研究の成果等を踏まえ、「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン」（平成14年7月10日医政局医事課長・歯科保健課長連名通知）及び「歯科医師の救命救急研修のガイドライン」（平成15年9月19日医政局医事課長・歯科保健課長連名通知）を発出したところであるが、都道府県におかれては、関係部局と連携し、関係機関等関係者に対する周知を徹底されるようお願いする。